

「精神保健福祉実態調査」業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

和歌山県内の精神障害者の生活実態や医療及び福祉サービス等に係るニーズ等を把握することにより、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた施策をより効果的に推進するため、精神保健福祉実態調査を実施する。

ついては、当該業務を委託する事業者を選定するため、下記のとおり公募型プロポーザルを実施する。

2 事業内容

(1) 委託業務名

精神保健福祉実態調査

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

(4) 提案限度額

3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、提案限度額を超える提案は無効とする

3 スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 応募申込期間 | 令和8年6月29日(月)～令和8年7月10日(金) |
| (2) 質問受付期間 | 令和8年6月29日(月)～令和8年7月10日(金) |
| (3) 企画提案書受付期間 | 令和8年6月29日(月)～令和8年7月17日(金) |
| (4) 選定委員会の開催日時 | 令和8年7月28日（火）午後（予定） |
| (5) 選定結果の通知 | 選定委員会の翌日以降速やかに行う |

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
 - イ 暴力団等に対する資金等供給又は便宜の供与を行っている者

ウ 国、地方公共団体その他の公共団体の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

エ 破産者で復権を得ない者

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る者を含む）

カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

(5) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること

5 参加申込方法

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、令和 8 年 7 月 10 日（金）17 時必着で、別紙「企画提案公募参加申込書」（様式 1）を「16 問合せ・提出先」に電子メールで提出すること。（必ず電話にて到着確認をすること。）

6 提出書類について

以下の書類をもって構成し、正本 1 部、副本 3 部を提出すること。

(1) 正本、副本双方に添付するもの

ア 企画提案書（任意様式）

作成にあたっては、以下の項目について記載すること。

- ・当該業務の実施体制
- ・当該業務の実施計画（スケジュール）
- ・調査方法及び分析方法

イ 見積書（任意様式）

- ・当該業務の実施に必要な経費を計上すること。
- ・消費税及び地方消費税の額を 10%として見積もること。

ウ 組織概要

- ・提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等、業務概要など）

エ 業務実績報告書（様式 2）

- ・過去 3 年間の実績（今回の業務と類似の契約実績等）
- ・業務の内容が分かる書類（契約書、仕様書の写し等）を添付すること

オ 役員等に関する調書（様式 3）

(2) 正本のみに添付するもの

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）

イ 国税に未納の税額がないことの証明書（法人税または所得税、並びに消費税及び地方消費税

について未納がないことの証明)

ウ 本店所在地の都道府県税に未納の税額がないことの証明書（法人または個人事業税、法人都道府県民税、自動車税等）

エ 印鑑証明書

オ 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式4）

カ 定款（または寄附行為）の写し（法人格を有しない団体は団体規約の写し等これに類する書類）

キ 直前一期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（法人以外の団体等の場合は個人事業主の青色申告書又は白色申告書等税務署に提出している書類の写し）

※上記ア～エについては、応募申込書提出時において、発行後3か月を経過していないものに限る

7 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

- ・次の(2)に持参、郵送又は宅配便により提出すること。
- ・持参の場合は午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く。）までとする。
- ・郵送の場合は書留郵便とする。
- ・宅配便の場合は、手渡ししたことが証明されるものに限る。
- ・電子メールおよびFAXによる提出は、受け付けない。

(2) 提出先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課（担当：植田）

(3) 提出期限

令和8年7月17日（金）消印有効

8 契約候補者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

審査は、「和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」）の委員が行う。

なお、選定委員会では、提出書類及びプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、最も評価の高い者を委託候補者として選定する。

(2) 日時・開催方法

- ・日時：令和8年7月28日午後（予定）（時間は参加者に別途連絡する）
- ・応募者多数の場合は開催日を変更することがある。
- ・開催方法：オンラインにて開催する
- ・企画提案（予定）：
プレゼンテーション 約20分（提案件数により調整する）
選定委員からの質疑 約10分（提案件数により調整する）

なお、プレゼンテーションは企画提案書に加えて、追加資料に基づき説明することやパワーポイント等のソフトを使用することも可能とする。

- ・プレゼンテーションへの出席者数：3名までとする

- ・注意事項

- (ア) 提案者が、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することは認めない。

- (イ) 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 審査基準

県が定める審査基準(別紙)に基づき、審査項目ごとに数値で評価し、委託候補者を選定する。

(4) 契約候補者の決定

ア 事業者ごとに企画提案書とプレゼンテーションを審査・採点し、各委員の採点結果を集計した合計点(以下「評価点」という。)が最も高い事業者を契約候補者として決定する。

イ 審査対象事業者が1事業者のみであっても、企画提案書とプレゼンテーションを審査したうえで、契約候補者として決定する。

ウ 評価点が満点の6割未満である場合は契約候補者として決定しない。

エ 一項目でも委員が0点とした提案は不採用とする。

オ 最高点の者が複数いる場合は提案金額の低い者を決定する。

(5) 結果通知

審査結果は、選定委員会の終了後、契約候補者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知する。また委託候補者及びその評価点等は、県こころの健康推進課ホームページに公表する。

9 本事業に係る質疑

本事業に係る質問については、令和8年7月10日(金)17時必着で質問書(様式5)により、「14 問合せ・提出先」に記載した提出先に電子メールにより提出すること。回答は令和8年7月14日(火)17時までに県こころの健康推進課ホームページに掲載する。

なお、電話による質問及び次の質問は受け付けない。

- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容

10 契約方法に関する事項

(1) 選定委員会で選出された委託候補者と和歌山県は、条件等を協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。ただし、委託候補者と協議が整わない場合は、次点として選定された者と協議等を行った上で、契約を締結することとする。

(2) 契約を締結するものは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、令第167条の16及び財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

(4) 契約条項は、和歌山県こころの健康推進課において提示する。

11 失格

次の各号に該当した場合、失格になる場合があるので注意すること。

(1) 提出期限を過ぎた場合

- (2) 提出書類に不足があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 本企画プロポーザル実施要領に関して、この要領に定める以外の方法により、関係者に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 監督及び検査

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を和歌山県こころの健康推進課と協議しながら進めること。
- (2) 上記の協議の結果、提案内容と業務内容が異なる場合があること。
- (3) 委託期間において、業務の主要な区切りには、和歌山県こころの健康推進課と業務打合せを実施すること。
- (4) その他の監督及び検査に係ることは、契約条項に定めるところによる。

13 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期

委託契約の支払いは、委託業務が完了し、和歌山県の検取後に支払うものとする。

14 その他

- (1) 成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は和歌山県に帰属する。また、県及び県が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使することができない。
- (2) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、和歌山県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。
- (5) 提出のあった各提案書は、返却しない。
- (6) 提出された提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。

15 問合せ・提出先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課 担当：植田

住所：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話：073-441-2641 FAX：073-432-5567

メール：e0414001@pref.wakayama.lg.jp